

実験廃棄物の分別貯留区分

| 分類 | 種類 | 色区分器 | 主な対象物 | 特記事項 |
|----|----------------------|-----------------------------|---|---|
| A | 水銀系廃液 | 緑色 ■ 10リットル ポリ容器 | 1. 塩化第一水銀、塩化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、硫酸第一水銀、硫酸第二水銀、臭化第二水銀、ヨウ化第二水銀などの無機系水銀化合物を含む溶液。 2. エチル水銀、酢酸水銀などの有機系水銀化合物を含む溶液。 3. シアン化水銀は、他の水銀化合物とは別にして個別に貯留してください。 | a) 3回までの洗浄液を実験廃液としてください。 b) 金属水銀及びアマルガムは、有害固形物として処分依頼してください。 c) 無機水銀系廃液と有機水銀系廃液とは混ぜないでください。 d) シアン化水銀廃液は別にして内容を明記してください。 e) 有機系廃液との混合は極力避けてください。 f) 有機系廃液が混入した場合は、詳細を明らかにし水銀系廃液としてください。 |
| B | シアン系廃液 | 青色 ■ 10リットル ポリ容器 | 1. カリウム、ナトリウム、亜鉛、カドミウムなどの不安定なシアン化合物の水溶液。 2. 銅、ニッケルなどの安定なシアン化錯化合物もこの分類に分別貯留してください。 3. 必ず、pH10.5以上（アルカリ性）で貯留してください。 | a) 3回までの洗浄液を実験廃液としてください。 b) 廃液は有害性ガスの発生を抑えるため、アルカリ性（pH：10.5以上）として貯留してください。 c) 有機系廃液との混合は避けてください。 |
| C | フッ素系廃液 | 灰色 ■ 10リットル ポリ容器 | 1. フッ素イオンを含む溶液。 2. 重金属を含むときは、混在する物質名を明記してください。 | a) 3回までの洗浄液を実験廃液としてください。 b) 有機系廃液との混合は避けてください。 |
| D | 重金属系廃液 | 黄色 ■ 10リットル ポリ容器 | 1. クロム、マンガン、鉄、銅、ヒ素、カドミウム、鉛その他重金属を含む廃液。 2. アンモニウムイオンが含まれているときは、濃度を明記して下さい。 | a) カドミウム、六価クロム、砒素、鉛等有害物を含む廃液は、3回までの洗浄液を実験廃液としてください。 b) その他の廃液は、3回までの洗浄液を実験廃液としてください。 c) 酸化性廃液と還元性廃液は混合せず、別々に貯留してください。 d) 有機系廃液の混入は抑えてください。 e) 有機系廃液が混入している場合は、難処理性混合廃液（L分類）としてください。 |
| E | 酸・アルカリ性廃液 | 黄色 ■ 10リットル ポリ容器 | 1. 硫酸、硝酸、塩酸などの強酸性廃液。 2. 水酸化ナトリウムなどの強アルカリ性廃液。 3. 有害物質類を含まない酸・アルカリ性廃液。 4. アンモニウムイオンが含まれているときは、濃度を明記してください。 | a) 廃液は、3回までの洗浄液を実験廃液としてください。 b) pHが5以上9未満である酸性廃液及びアルカリ性廃液は十分な水とともに実験系流しに流すことは可能です。 c) 酸性廃液とアルカリ性廃液は混合せず、別々に貯留してください。 d) 強酸性廃液と有機系廃液との混合は避けてください。 e) 有機系廃液が混入している場合は、有機混合廃液（G分類）としてください。 |
| G | 有機混合廃液 | 白色 □ 10リットル ポリ容器 | 1. 重金属系廃液（有害重金属類は除く）及び酸・アルカリ性廃液に有機系廃液が混入（5%未満）している廃液。 | a) 少量成分として、混入している有機廃液の名称及び濃度を必ず明記してください。 b) 混入率が高い廃液は、処理できない場合があります。 c) pHは、5以上9以下としてください。 d) 有害重金属類を含む重金属系廃液に有機系廃液が混入している廃液は、難処理性混合廃液（L分類）としてください。 |
| H | 写真現像廃液 | 白色 □ 10リットル ポリ容器 | 1. 写真現像廃液。 | a) 写真現像液と定着液は、混合せずに別々に貯留してください。 |
| J | 写真定着廃液 | 白色 □ 10リットル ポリ容器 | 1. 写真定着廃液。 | a) 写真現像液と定着液は、混合せずに別々に貯留してください。 |
| K | 難燃性廃液 | 白色 □ 10リットル ポリ容器 | 1. 可燃性でない廃溶媒を含む廃液。 2. 水を含んで可燃性でなくなった廃溶媒、アミンなどを含む廃液。 3. ホルマリン、フェノール、クレゾールを含む廃液。 4. 有機化合物水溶液の廃液（染色液、色素）。 6. 有機酸類（酢酸、ギ酸など） 7. 有機金属（キレート剤等）を含む廃液。 8. アンモニウムを500ppm以上含む廃液。 | a) 有害重金属類（水銀を除く。）を含んでいる場合は、難処理性混合廃液（L分類）としてください。 b) 水銀系化学物質を含む場合は、水銀系廃液（A分類）としてください。 |
| L | 難処理性混合廃液 | 黒色 ■ 10リットル ポリ容器 | 1. 有害重金属類を含む重金属系廃液に有機系廃液が混入している廃液。 2. 有機系廃液に金属化合物（有害重金属類を含む。）が混入している廃液。 | a) 3回までの洗浄液を実験廃液としてください。 b) 少量成分として、混入しているものの名称及び濃度を必ず明記してください。 c) 重金属系廃液に対して有機系廃液の混入は、10%未満とします。 d) 有機系廃液に対して金属化合物の混入は、5%未満とします。 e) 水銀系化学物質を含む場合は、水銀系廃液（A分類）としてください。 |
| M | 可燃性廃液 | 赤色 ■ 10リットル ポリ容器 | 1. 可燃性の廃溶媒、廃油などの廃液。 ・石油エーテル、シクロヘキサン、アルコール類、ケトン類、エステル類、トルエン、キシレンなど ・動植物油脂類及び真空ポンプオイルなど 2. ただし、爆発性物質、発火性物質、特殊引火性物質を除きます。 | a) 第1石油類、アルコール類、第2石油類（消防法）に該当する溶媒を含む廃液。ただし、有害性物質に指定されているベンゼン等はN分類とする。 b) 第3石油類、第4石油類に該当する油類及び動植物油脂類 c) 特殊引火物を含む廃液については、処理方法についてセンターにお問い合わせください。 d) 保管については、火気や高温体に近づけないよう、また、火花を発生させる機械器具類を避け、通気の良い冷暗所に保管してください。 |
| N | ハロゲン含有廃溶媒 | 紫色 ■ 10リットル ポリ容器 | 1. 含ハロゲン系化合物の溶剤（ジクロロメタン（塩化メチレン）、クロロホルム、四塩化炭素、クロロベンゼン等）を含む廃溶媒。 2. ベンゼンを含む廃溶媒。 | a) 3回までの洗浄液を実験廃液としてください。 b) ベンゼンは有害性廃溶媒に指定されており、N分類廃液として回収してください。 |
| S | 有害固形廃棄物 | 橙色 ■ 10リットル 蓋付き特別容器 | 1. 有害物を扱った紙や布など。 2. 廃液等を濾過した後の有害物を含む濾過残渣。 3. 廃油、廃溶媒の濾過残渣、油滓。 4. 水銀化合物を含むもの及び付着したものは、R分類として回収してください。 | a) 回収容器には、ビニール袋等に入れてから投入してください。 b) 含有する有害物等について全て明記してください。 c) 水銀を拭いたモップなどは、流しで洗わないで下さい。そのまま水銀化合物付着物としてビニール袋等に入れて（R分類）として、回収・保管して下さい。 |
| R | 有害固形廃棄物 （水銀含有汚染物） | 橙・緑色 ■ 10リットル 蓋付き特別容器 | 1. 金属水銀及び水銀化合物を含むもの。 2. 金属水銀及び水銀化合物が付着したもの。 3. 有害付着物を明記してください。 | a) 水銀を拭いたモップなどは、流しで洗わないでください。そのまま水銀化合物付着物としてビニール袋等に入れて分別保管してください。 b) 金属水銀等は、2次汚染防止のための措置として密閉容器等に回収した後、回収容器に入れてください。 |

注：廃液の貯留は、廃液容器の最大容量の8割（分類テープの上端部を目安）を上限としてください。（S分類、R分類を除く）

研究基盤センターで処理申請を受け付けられない廃棄物

| 除外区分 | 対象となる物質 | 処分方法 | |
|------|------------|---|---|
| I | 有毒物質 | ベリリウム オスミウム タリウム PCB | 別途処分。PCBは他のものと隔離して保管すること。 |
| II | 発化性及び引火性物質 | アセトアルデヒド ジエチルエーテル ジイソプロピルエーテル ジオキサン ジメトキシエタン テトラヒドロフラン テトラリン など | 別途処分。 （処分方法については、ご相談下さい。） |
| III | 爆発性物質 | 一般的にはN-N結合、N-O結合、N-X結合の化合物やアセチレンとその誘導体がこの区分に入ります。 | 別途処分。 （処分方法については、ご相談下さい。） |
| IV | 放射性物質 | 放射性同位元素及びこれに汚染された物質。核燃料物質（国際規制物質） | 別途処分。*1 |
| V | 病原性物質 | 病原性微生物及び病原性微生物で汚染された廃棄物または、明らかに病原性微生物で汚染されたと考えられる血液、尿、喀痰、検体、組織片、培養基、採血検査などに使用した器具類や布など。 | 別途処分。 （感染性廃棄物に該当するものについては、滅菌処理後焼却処分するか、専門処理業者に処理委託すること。） |

*1. 『放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律』、『核原料、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』及びこれらの関連法規に基づき処分すること。